

造園の洋魂和才

——横浜公園造成の経緯——

白 幡 洋三郎

European Spirit and Japanese Technique in the
Garden Architecture

——A Study on the Process of Construction of
the “Public Garden” in Yokohama——

Yōzaburo SHIRAHATA

要 旨

横浜公園は日本に於ける近代公園の先駆として知られている。創設に至る経緯も何人かの先達によって研究されている。ただそれらに共通しているのは、横浜居留地の外国人達の要求が発端となっているせいもあって、外交文書の文面を追うことに終始している点である。

本稿では、まずそもそも何故外国人居留地の中に公園が必要とされたのか、また居留外国人のうちどのような層の人々が必要としたのかを考察し、居留地内のハイクラスの人々が、本国での生活のスタイルを居留地に持ち込んだものであると結論づけた。

さらに、これまで利用されなかった外務省資料の図面、費用調書から公園造成の具体的なうごきを追った。その結果日本側の財政事情により造成費が削減されたこと、それに伴い直線ばかりの整形的な地割が、曲線を持つ自然式に変わり、また植付けの樹木も当初リストに挙げられていた仕立物が最後に消え、自然樹形のものとなったことが明らかになった。工事を担当する日本側は様々の変更器用に器用に対処している。一方外国側は、一貫して公園の必要を主張して、当初のプランとは異るとはいえ、目指す公園をとにかく確保した。これは公共造園を舞台にして、明治初期の特にヨーロッパと日本の文化、また生活の流儀の差があらわれたものであり、日本側のヨーロッパ文化の受容と近代化への対処の一例と考えられよう。

(なお本文中の年代の漢数字は陰暦、アラビア数字は太陽暦での年代を示す。たとえば明治三年五月、明治6年11月、のごとくである。)

1. はじめに

欧米諸国と条約を締結し、開国した日本には、欧米にひけをとらぬ文化的伝統の1つとして造園術があった。日本の造園術は開国以来、欧米人の特に注目したものであり、高い評価を受けたものであった。

江戸時代初期に首都江戸では、諸大名の屋敷の造営が盛んであり、いわゆる大名庭園が数多くつくられ、そのため庭師・植木職も増加し、また造園の材料としての植木の生産も拡大した。さ

らに江戸時代後半になると、庶民の間に園芸趣味が浸透し、花木、草花の栽培が大いに人気を博した。

こうした庶民層にまで裾野を広げた園芸趣味と、安定した量とヴァリエティに富んだ品種の供給を可能とする植木生産を基盤として、幕末、開国期の日本の造園術が、世界的に見ても類のない高い水準のものであったことは間違いない。

開国直後の日本に植物採集を目的として訪れたイギリスの園芸学者ロバート・フォーチュンは、期待をはるかに上まわる日本の園芸植物のヴァリエティに圧倒された。とくに団子坂や染井の植木屋の規模の大きなこと、栽培している植木の量と種類の豊富なことに驚きの目を見張ったのである¹⁾。

しかしこの時までには日本人が主に発達させたのは、このような植木や草花1本1本の手入れの程度の高さ、いわば一品種の「芸術度」の高さであり、造園術の方では庭を1つの鑑賞品として見たときのこれまた「芸術度」の高さであった。

それを別の表現で言えば、園芸や築庭の高度な技術がパブリックな空間に投入された公園という形をまだ経験していなかったということになる。

もちろん欧米諸国も公園を自治体の手でつくり出すのは19世紀の30~40年代であり、日本の開国頃にはまだわずか数十年の経験しか持っていなかった。

しかしながら、ロバート・フォーチュンの来日目的の1つが、イギリスにあるアオキが全部雌木のため実を結ばず、したがって雄木を手に入れること、それによってイギリス中の家庭が陰鬱な冬の間、美しい真赤な実をつけたアオキを見てすごせるようになることを願う、と書いている点にも、パブリックというものに対する考え方の違いがあらわれているのではない。

確かにフォーチュンは、エジンバラの王立園芸協会から派遣されてきたのであり、営利のための園芸業、植木業を目的としているのではないからではあるが、彼がアオキの雄木1本にける情熱の中に、園芸学者としての知的興奮以外の、パブリックなものに奉仕できる喜びがあらわれているといっても、いいすぎではないだろう²⁾。

日本の誇る造園術、園芸術は、居留外国人の公園設立要求によって、こうしたパブリックな空間への新たな対応を問われたということができよう。確かにそれは、日本全体からすればきわめて小さな居留地での出来事であり、日本の造園や園芸に与えた影響は当初小さなものであったろう。しかしながら、明治6年日本政府は、全国の公園にふさわしい地を申し出よ、とする太政官布達を出す、これも外国人の公園設立要求と深くかかわってしようし、全国的スケールで造園、園芸がパブリックなものに対応せざるを得ない一応のもとがここから与えられたのである。

このように居留地での公園要求は、後の日本の造園にとって、記念すべき出来事であり、きわめて興味深い問題を提供してくれるように思われる。本稿は、当時世界的にみても高い水準の造園・園芸術を持っていた日本人が、外国人の求める公園にどのような対応を示したのかを、その最初の一例である横浜公園造成の経緯をたどる中で見てみようとするものである。

2. 横浜における居留外国人の公園設立要求

横浜における外国人の公園設立要求に関しては、すでにいくつかの研究がある³⁾。ここでは、それらに欠けている何故居留外国人が公園設立要求を出してきたのか、また彼らの望む公園は、どのような層の人々が、どのような利用を目的としている施設なのかについて言及してみたい。

すでに述べたように、欧米諸国においても公園というものは、この当時まだ一般的なものではなかった。公園とは散歩や緑陰での団欒などのいわゆる静的レクリエーションの場であり、すな

わち社交の場であった。そこは上流階級が彼らの地位を誇示するための舞台装置であり、真の意味での民衆のための公共施設ではなかった⁴⁾。このことは、日本最大の居留地横浜における外国人の公園設立要求が、どのような層の人々から出されたものかを知る手掛りになる。

居留地の外国人達のレクリエーションは、例えばブラックの『ヤング・ジャパン』⁵⁾ からひろいだしてみると、会食や演奏会、室内遊戯として玉突き、トランプ、戸外レクリエーションとしては、競馬、射的、ローン・ボーリング、テニス等を挙げることができる。とりわけ競馬は、馬というものが居留外国人のほとんどの者にとっての必要な交通手段であり、かつ乗馬が大変ポピュラーなレクリエーションであるという基盤を有していたため、最も好まれたものであり、“The Far East” 紙の“the period” (雑報欄) のほとんどが競馬の報道で埋められている場合もある位である⁶⁾。幕末、開国当初から外国人たちが、馬で走れる遊歩道やあるいは競馬場をまず第1に要求した⁷⁾ 理由の一端がここにかがえる。

ではそれとは別に公園の設立要求が出て来た原因は何かと考えると、居留外国人のうちでも、中・上流の階層の本国での生活スタイルと切離して考えることはできないであろう。

ヨーロッパにおいては、公園の黎明期である19世紀の中葉には特に、公園の使命は中・上流階級の屋外での社交場たることであり、庶民が公園に入ってくることは、彼ら下層の人々が、中・上流階級の生活スタイルやマナーを認め、それに倣うという心構えを持っていることを前提としていた。だからこそ公園でのレクリエーションは第1に静的なものであったし、動的なものとしては移動目的を伴った乗馬や、馬車を走らせること、または舟を池に浮かべること位であった。だから19世紀前半のヨーロッパの公園には、スポーツ施設は入っていない。スポーツ施設が公園の中に入ってくるのは、スポーツ自身の性格にも変化が起き、中流階級へそれが浸透した19世紀の後半、それも終りの頃である。

船旅をとりしきることだけが仕事である荒くれマドロス達や、一朝有事以外は、無為の日々を過ごさねばならない下級の兵隊達には、居留地の生活は退屈きわまりないものであり、公園でのめかしこんだ社交よりは、鬱積したエネルギーのはけ口ともなる競馬や射撃が、とくにそれらはギャンブル性をも伴っているため、うさ晴らしとして特に好まれたものである。

横浜公園は、すでに知られているように、港崎町と呼ばれた遊廓一帯が、1866年11月のいわゆる豚屋火事で焼失した跡地を、周囲の湿地と共に埋立て、土盛りをした上につくられた。これには幕末に結ばれた2つの条約が関係していることは周知のことである。

すなわちその第1は1864年12月19日調印の「横浜居留地覚書」であり、その第5条に、港崎町の周囲の湿地を埋立てること、その完成後、港崎町遊廓を居留地からはなれた別のところへ移すこと、もしこれら工事が行なわれる以前に港崎町遊廓が焼失したなら、再建はせぬことがうたわれていた⁸⁾。

この「覚書」を推進した外国人は、もちろん居留地行政をとりしきっていた層の人々であり、すでに述べた本国での中・上流階層であった。彼らにとっては豚屋火事は、湿地をへだてた居留地にも延焼した好ましからぬ事件ではあったが、他方、少なくとも表向きはよからぬ場所である遊廓を、速かに居留地から目の届かぬところへ移せる機会をもたらしてくれた事件でもあった。

彼らは翌月早速に「横浜居留地改造及競馬場墓地等約書」を幕府と締結、調印した⁹⁾。これが横浜公園創設にかかわる第2の条約であり、この第1条において、旧港崎町の地所を「外国並に日本彼我にて用ふべき公けの遊園」となすことが決められた。これが横浜公園成立の条約上の起源であり、後に公文書において横浜公園がしばしば「彼我公園」と呼ばれるゆえんである。

こうした事情から考えても、公園要求は他のレクリエーション機能を伴った施設の要求とは性格を異にすることがわかる。

すなわち、競馬場や射撃場は、確かに下層兵士や船員達のエネルギーのはけ口を与える場でもあったが、戦闘に欠くべからざる乗馬訓練・軍事教練、射撃訓練の場として、まず居留地の支配層にとって必要な施設であった。その意味でこれら施設の中では、上・中・下の各階層がそれぞれの欲求を満たしている。公園はどうか。

港崎町の遊廊は、有名な岩亀楼をはじめ、居留外国人客で殷賑を極めたという。これを他所に移すことは、居留外国人のうちでも一部の層の願望であり、しかもその跡地を公園につくりかえることは、中・上流階級のレクリエーション施設としてのみ機能させることを意味する。日本側から独立した居留地の自治行政権を獲得するという大きな目的のための一手段でもあったが、居留地内での階層の差を明確にさせる役割をも果たすべきなのがこの公園であった。

横浜公園より以前にできた山手公園においても、そのことははっきりうかがえる。まず山手公園自体が居留外国人達の資金、労力奉仕でつくられた¹⁰⁾。本国で園芸趣味を持つハイ・クラスの人々にそれは担われていた。ここには音楽堂があり、バンド演奏がなされ、またフラワーショー(園芸展示品評会)などが行なわれた。つまり、ジェントルマンやレディーの集まる社交場なのであった。

居留地は、本国から派遣された有能な外交官から、一獲千金を夢みる商人、その日暮らしの浮浪者のような者まで多様な階層の人々がおりなす小社会をつくっていた訳であり、社会施設としての公園の理解は、それを無視しては全く不可能であろう。

公園要求とは、居留地という閉鎖社会の中での中・上流階層の人々の社交目的を満たし、かつ戸外レクリエーションの新しい傾向としてのスポーツもできる場所を確保するために出てきたものであった。そして、居留地の中に彼らの本国における(特にイギリス人の)社会階層の秩序が持込まれ、それを安定状態に保つために欠くべからざる社会施設の1つとして公園は要求されたのである。

3. 横浜公園創設の交渉

本稿の次の課題は、横浜公園の創設をめぐる、日本側のとった態度と、公園を要求する外国人の、造園に対する考え方のふれあいを追ってみることである。

横浜公園の造成が決定され、一応の開園に至るまでの経緯は大変にこみ入っており、それぞれ

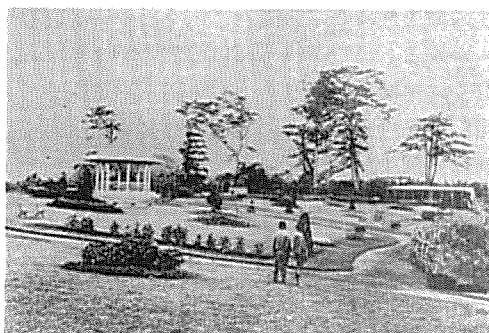


写真1 1871年6月 山手公園
“The Public Gardens, Yokohama” と題されている。(“The Far East” 1871. 7. 1号所載)
写真2にも見えるバンドスタンドやベンチ、さらに右手に大変凝った造りの垣根が見える。

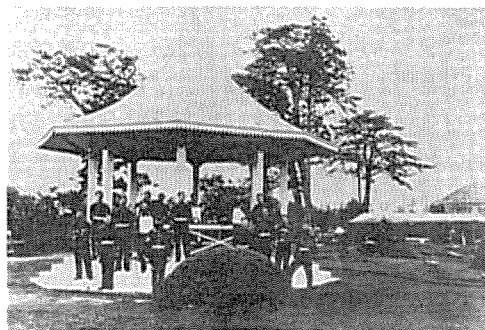


写真2 山手公園のバンドスタンド(1871年)
“The Band Stand in the Public Garden”(写真1と同号に所載) 写っている人々は英国第一大隊第十連隊のバンド・メンバー達

ものが、彼我の造園観の違いを浮彫りにしているともいえよう。

横浜公園が、条約上の文面での要求ではなく、具体的な設計の要求に出会うのは明治三年である。山手公園の方はこの年二月、神奈川県、外務省、太政官の間で公園地貸渡の件につき文書の往復があり¹¹⁾、ついに五月、「山手第二百三十番公園地券」により、居留外国人に貸与された¹²⁾。この年秋頃迄に、外国人の自費で公園としての体裁をかなり整えた¹³⁾。翌1871年（明治四年）7月1日付の The Far East 紙にはこの公園で第1回フラワーショーが行なわれた時の写真が掲げられているが、芝生や花壇、築山の状態も完成した様子(写真1)を見せており、バンド・ステージも建てられている(写真2)。

ちょうど同じ頃、明治三年二月ないしは三月に埋立地の方にも公園（つまり横浜公園）をつくれと要求があった。三月（1870年4月）には英、独、米、蘭各公使から新埋立地の公園工事にかかるよう希望する来書がつぎつぎ外務省に寄せられた¹⁴⁾。その頃お雇い外国人の R. H. ブラントン¹⁵⁾が横浜公園設計図をかいていた。それは神奈川県への依頼によるものであったが、ブラントンにとって事情は単純ではなかったろう。つまり彼は日本政府のお雇い外国人ではあるが、横浜の居留外国人社会の中の一員でもあったし、しかも居留地の最大勢力であるイギリス人であったからである。設計の際、どの人々の好みを反映させるか彼自身悩んだかもしれない。それを裏書きするように外務省外交資料館に、この頃のものと思われる絵図面が数種類残されている¹⁶⁾。

しかし本稿ではこの辺の事情は、横浜市史の記述にひとまず従うことにして、その間（つまり明治三年二月頃から明治五年六月頃まで）の日本側各省や各国のとった基本的態度のみ列挙し、次への理解の助けとする。

まず外務省

明治三年八月十七日付で各国公使へ送った文書がある¹⁷⁾。公園は

「元来外国人遊覧之為取設候事故此方於而者造営模様不案内」

という文面に見られるように、外国人用の公園設計の経験がないという口実で、各国の方から絵図面で指示してほしいとゲタをあずけている。これがほとんど一貫した基本的態度である。

次に神奈川県

神奈川県は、外国側と日本側中央（外務・大蔵省）の思惑のはざままで、さまざまな努力を余儀なくされている。また次に述べるアメリカとイギリスの対立にみられるような各国の希望の相違を調整するために、ブラントンに何枚かの図面の書直しを依頼している様子である。

アメリカ

米国公使デロングは、明治四年四月外務省に於て「図面を見ると、公園内に広く芝生を植付けてクリケット場をつくるようだが、この遊びは英国人がするもので、彼らだけの都合である」と反対した¹⁸⁾。公園創設には勿論反対している訳ではなく、球技のためなら中央に円形の芝生を設ければよいと述べている。しかし明治五年二月に、当時の米代理公使シェパードの要求案¹⁹⁾が出され、各国代表がこれを受け入れて、クリケット場問題は解決した。その内容は、懸案の芝生地は認めるが、横浜クリケット・クラブ²⁰⁾が「最上の芝生」を植付け、管理する。そして他の娯楽に使いたいと申出があったときは同クラブが許可を出す、というものであった。

イギリス

イギリス側の目立った態度はクリケット場建設の優先である。明治四年中には古い芝生を自分たちで取除き、明治五年の三月頃より日本側と費用の分担につき交渉しつつ、決まらぬうちから新しい芝生を植付け、六月には完了し、その費用五百七拾兩余の半額を日本側に負担させた²¹⁾。このように、居留地の最大勢力であるイギリスは、公園造成でもイニシアティブをとっている。

大蔵省

前件のクリケット場芝生植付費については日本側の半額負担を認め、神奈川県よりイギリス側に支払わせたが、これは約定の上でもともと公園造成は日本側の全額負担となっていたため、全く支払わないわけにはゆかなかったからである。基本的態度は、常に外国側から要求がでるまで無視することであった。この態度は後の方でも具体例として出てくる。

4. 横浜公園造成の具体的プラン

以上のような日本側、外国側のさまざまな思惑に足をひっぱられながらも、具体的な公園設計プランは進行していった。ここで取上げるのは、外務省文書中にみられる、神奈川県が具体的に公園造成費の概算を出した明治五年六月以降である。

明治五年六月、神奈川県は、ブラントンの図面に基ついて費用概算を行ない、総額五万五十円余をはじき出した。そして同金額を目安に「其筋ノ者へ広く入札」させたという²²⁾。残念ながら、どのような人々が入札に加わったのかはわからない。

もとにした図面は、すでに有名なブラントンの「公園分間図」²³⁾とほとんどすべて同じであるが、中央部の芝生地の中に植込みのようなものが描かれ、ISOMETRICAL SKETCH FOR PUBLIC GARDEN と題され、「No. 2」と書込みのある図面ではなからうか(写真3)。SKETCH (見取図) となっているから、別に PLAN (平面図) があることも考えられるが、外務省の一件書類中には見当たらない。見取図をもとに筆者の想像で起こした平面図を掲げる(図1)。

図面に見える主要な施設としては、右上にバンド・ステージのような建物(これは山手公園の写真2に見られる建物のより大規模なものではなからうか)左下にパヴィリオン、左上、右下の2ヶ所に、植物によるトンネル状の構造物、上、下2ヶ所の道路をまたいでツル植物をからませ

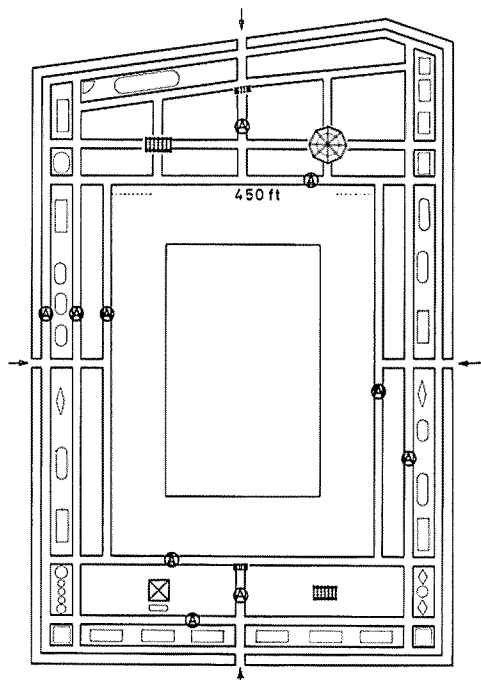


図1 写真3を概略平面図に直したもの
①の位置に〈18〉(feet)の文字がある。

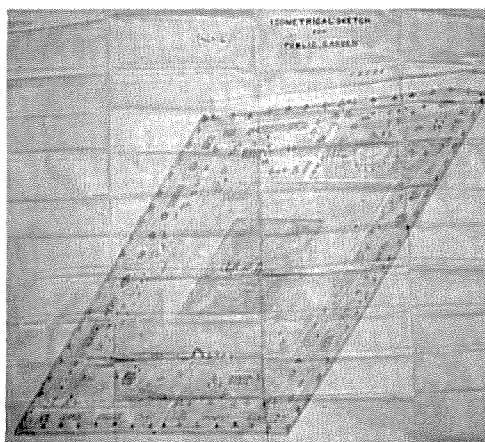


写真3 横浜公園設計鳥瞰図
ISOMETRICAL SKETCH FOR PUBLIC GARDEN (No. 2)と書込みがある。芝生は黄緑、樹木は濃淡の緑や茶、花壇は黄や赤で美しく着色されている。

たようなアーチがある。これらのアーチ，エキゾチックな外観のパヴィリオンやバンド・ステージ様の建物，花壇など，どれをとってみても当時の日本人の設計案ではない。徹底的に外国人の趣味が入れられている。サインはないが「公園分間図」とほとんど同じであるから，プラントンの設計と考えてよいだろう。彼が設計の際に外国人，特にイギリス人の希望を容れたことが想像される。

アーチおよびトンネル状のものは「蔓物門形チ四ヶ所」として，植物の品名調書に一応の仕様が出ている²⁴⁾。ところが，

「園内家屋等造営之義ハ追々取調相伺候積ニ御座候²⁵⁾」

とパヴィリオン，バンド・ステージ状の建物については費用概算も仕様も出来ていない。このことは重要である。すでに述べたが明治三年八月付の外務省から各国公使へあてた文書²⁶⁾では

「元來外国人遊覽之為取設候事故此方於而者造営模様不案内」

と逃げることができた。しかしプラントンの設計図ができた現在，費用概算も含め，園内建物を建てる大よそのメドぐらいはつくだろう。このように考えて外務省は神奈川県にあとを任せたのではあるまいか。神奈川県が多くの業者に入札させたにもかかわらず，できたのは植栽に関してだけである。どの業者も建物については検討がつかなかったのだろうか。いずれにせよ，園内建物について日本側は全くお手上げの状態とって過言でない。

一方，金額の上から見るとこの案はきわめてぜいたくである。まず，高さ五尺の凝った造りの鉄製柵で公園の周囲五百六十二間（約1020m）^(写真7参照)を囲む。この費用が総費用の5分の2に当る二万両（当時両は公式には円と同単位）強，4ヶ所の門も鉄製である。植樹関係が二万七千五百両，後の実施案では総費用が一萬二千両余であることを考えると驚くべき金額である。さらに二百両もする舶来のポンプを備える。神奈川県在意気込みであろうか，外国人の意気込みに押されたものであろうか。

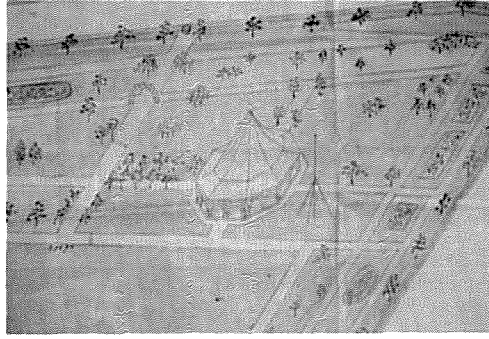


写真4 公園鳥瞰図の細部（右上方）
バンドステージ(?)は八角形で一辺に二つのアーチが見える。公園外周は枝ぶりのよい樹木，入口からアーチを向う道(18)とあるのは道巾18フィートの左右に枝垂れ状の樹木がある。バンドステージへのアプローチは並木になっている。

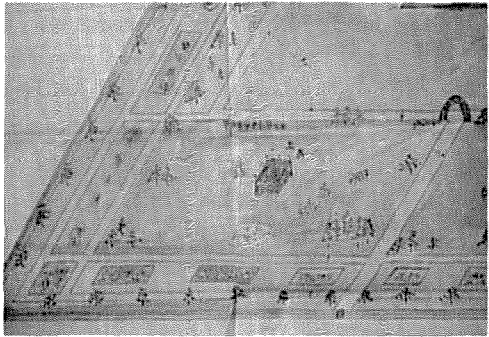


写真5 公園鳥瞰図の細部（左下方）
パヴィリオンは四辺形の平面を持ち各辺に2つづつアーチがある。前面には丸い花壇が置かれている。

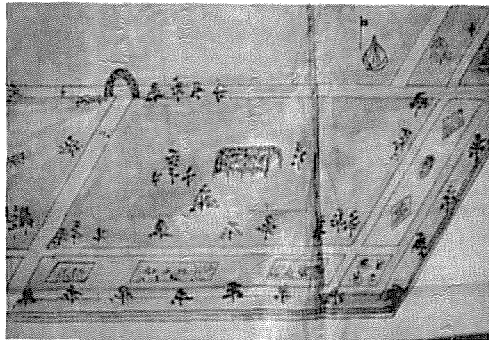


写真6 公園鳥瞰図細部（右下方）
ツル物をからませたトンネル状の構造物傍に旗か籠(?)のついたポールがみえるテント状のものは不詳。

いずれにせよ、この費用概算をもって伺を出した神奈川県に対し、大蔵省は何の返事もしなかった。2ヶ月後の明治五年八月に、神奈川県が返事を催促すると、

「多分之入費相掛候間自然彼より催促候迄見合候様御達」

が来たという²⁵⁾。つまり金がかかりすぎるから、外国人側からの要求がないかぎり知らぬ振りをしておけという命令である。さらにその間、大蔵省は太政官宛に、財政窮乏の折であるから、公園造成の条約を破棄するか、もしくはできるだけ竣工の期限を引延ばせと外務省に命令してほしいと頼んでいる²⁶⁾。すでに述べた大蔵省の基本的態度がここにもあきらかにうかがえる。

しかし外国人側が黙っているのも暫くの間であった。翌年植樹に好い季節となり、またスポーツにも適した時候が迫ってくると、外国人側から、公園造成はどうなったか問合わせが来たようである。神奈川県から外務省宛に、大蔵省と早く折衝して造成の決定を下してほしいとの督促がなされた²⁵⁾。この中で神奈川県の主張は2つにまとめられる。

1. 公園造営は条約上の取決めであり、放っておくとは「外国江対し不体裁」であり「御交際上の権利にも関係」する
2. 公園の周囲の埋立てが完成し、競売に付そうと思うが「公園造営相成候ハバ同所最寄之地位一層貴騰」する。つまり公園があれば周辺の土地が高く売れる

だから公園造成の決定が早くほしい、というのである。

しかし大蔵省は、更に費用を削減した案を提出せよと命令してきた²⁷⁾。神奈川県はこれに対しですぐ新たに費用概算を行なった。植付ける植物についても新案をつくった²⁸⁾。費用概算を先のもの(明治五年六月案)と比較してみると、まず周囲の柵が鉄製から木製(檜、白ペンキ2度塗り)に変わっている。(写真参照)これが総額4,777円で鉄製柵より16,500円程も安くなっている。植樹は、24,400円強となり4,000円程安くなっている。門、井戸、椅子、ポンプは同じ金額である。

植樹について前の案と比較して詳しく見てみよう。公園の内周に植える樹木が二間当り1本から三間当り1本、すなわち285本から191本へと94本減らされている。松については相変わらず日本風の仕立て物の松が15本。これは日本人の感覚としてどうしても門冠りなどに欠かせないと思っていたからであろう。三間～四間の高さであったものを二間～三間へ小さくしてもなお本数だけは減らしていない。周囲に樹える樹種は、1種増えて7種となっているが樹高が小さくなっている。また園内に植える樹木はいくらか種数が増えているが樹高はかなり低いものになっている。樹種で特徴的なのは、2案共に種数が多い点で、しかも果樹が多く入っている。

「花段」には木本も草本も入っている。前の案より草本の種数が減ってはいるものの、大変ヴァリエティーに富む。図面の上からも40ヶ所ほど花壇が設けられており、またその面積もかなりの大きさにのぼるとはいえ、これほど多くの種名が挙げられていることは注目に値する。洋風の大面积の造園を手がけるのが初めてであるため、担当した者の側にとまどいがあり、また花の好きな外国人向けということで、思いつくかぎりの名を挙げたと考えることもできよう。しかし、バンド・ステージやパヴィリオン仕様、費用概算ができていないのにくらべ、植物関係はとにかく対応ができています。公園というものに対してどのような配植がふさわしいかという点については経験がなかったとしても、1つ1つの木や草花についてこまかな知識は豊かに持っていたことがわかる。日本の造園、園芸の伝統を示すものといってよいだろう。4ヶ所の「門形チ」には藤、蔦、葡萄、桂²⁹⁾、4種のツル植物を用いるとしている。

こうした見積りは、おそらく横浜近郊の造園、植木業を営む者がやったと思われるが³⁰⁾、明らかではない。横浜には開国後早くから海外輸出用の花卉、植木の栽培を営む日本人、外国人がおり、明治初期、外国人が始めた育苗園を日本人が譲りうけ、明治24年に早くも株式会社組織をとった横浜植木会社など、外国人の好みはよく知られていた。しかし明治6年の時点で、横浜公園

という大規模な洋風の造園を自信をもって行なえる程の知識はまだ蓄積されてはいなかったであろう。

神奈川県は以上のような総額30,501円の第2案を明治6年7月、大蔵省へ提出した。ところがこれも、このままでは認められなかった。

5. 横浜公園の最終実施案

明治7年に入って神奈川県は前2案を更に削減した第3案をつくった³¹⁾。この案には「天然生立之樹木植付候積」と植樹方針に大転換が見られる一方、費用総額も12,500円と最初の案の4分の1に大幅に削減した案であった。

まず周囲の柵は、わずか1,011円(表1)となり最初の案のわずか20分の1である。門は6ヶ所に増えたがこれも木製となった(写真8)。ポンプ、井戸の予算が消えたが、「取締人」の住居が造られることになった。

樹木についての指示はきわめて簡単で、公園内周2間当り1本で計282本、三隅に117本、園内5ヶ所の植込みに230本、総計629本である。花壇が全く消え、草花も一切ない。樹種名を載せた調書もない。とにかく「天然生立」すなわち山採りか植木屋の半端物の自然の樹形のものを適当に629本用意することであった。

これは大へんな方針転換である。費用縮少がまず理由の1つとなろう。しかし洋風の造園に金のかかる日本の仕立物はいらないう、外国人の意見もあったのではないか。公園を強く望んでいる外国人達が、計画延期の障害となっている金のかかる樹木について反論を述べたことは想像できる。

野芝を1万3千余坪に植付けるとなっているが、総面積1万9千坪の7割近くに芝生が植付けられることになった。

図面を見ると確かに芝生の面積が大変広く、樹木は内周に一列しかなく、隅の3ヶ所だけ若干群植されている。中央の芝生広場はこれまでの案と変わらないようだが、園路がほとんど曲線のものに変わった。有名なブランドンの「公園分間図」に基づいてではなく、横浜公園は実にこの大削減案によってつくられたのである。

これまでの2案と比較するため、計3案の費用概算の変遷を表にまとめてみた。また樹

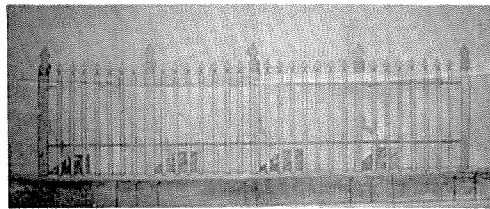


写真7 第1案(明五、六月)の鉄製柵

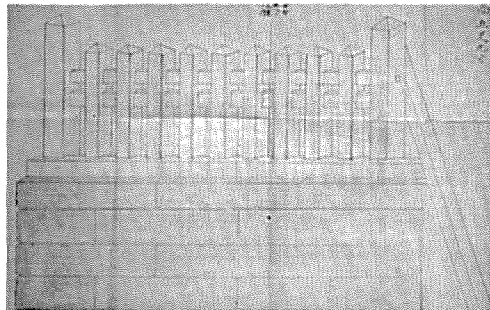


写真8 第2案(明6、7月)の木製柵

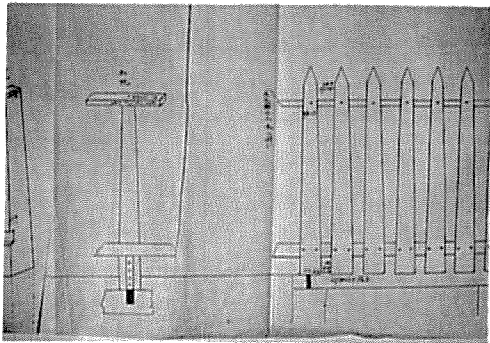


写真9 第3案(明7、3月)の木製柵
この設計案で実際の柵はつくられた。見えにくい写真13の周囲の柵はこのかたちである。

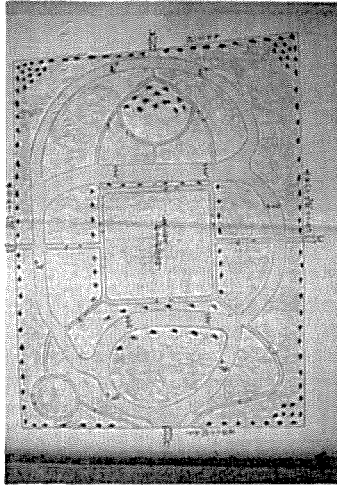


写真10 神奈川県第3案の図面

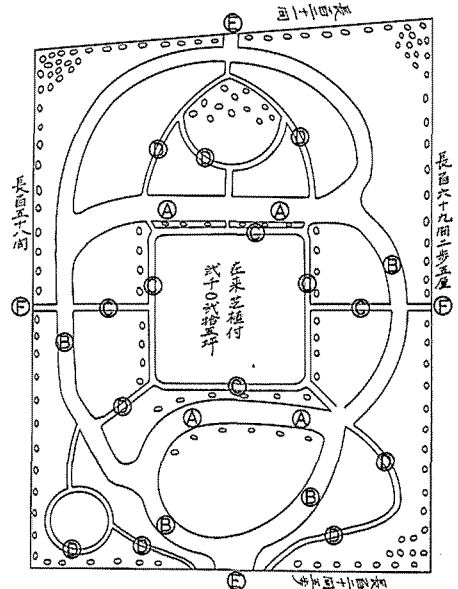


図2 横浜公園計画平面図（「甲号新調之分」と書込みあり）
 ④ 巾四丈 ③二間 } と書込みあり、
 ⑤ 巾三丈 ⑥八尺 }
 ⑦ 明式間高六尺門 ⑧ 明一間高六尺門

木、草花の植付本数の変遷を表にしてみた。実際に起工されたのは、明治7年4月以降と推定される³²⁾。同年9月英国領事ロバートソンは「この公園は完成に近づいており、そして樹木の植込みは現在依然として遂行されつつある」と本国への報告で述べているという³³⁾。

その間、5月にはアーネスト・サトウが公園中央のクリケット場270フィート四方を330フィート四方に拡げたいと外務省に出頭し、申入れを行なっている。サトウがエンピツ書きした図面も外務省に残っている³⁴⁾。サトウは居留地のイギリス人、特にクリケット・クラブ員の要望を伝えた訳である。神奈川県は、以前クリケット場問題でアメリカに注文をつけられたこともあって当

表1 横浜公園造成費総額の変遷

	案作成年月	費	用	第1案を100としたときの各案の比率
1	明治五年六月	五万五拾円	(50,050)円	100
2	明治六年七月	三万五百一円四拾五銭二厘	(30,501.452)	60
3	明治七年三月	壹万二千五百三拾三円八拾八銭四厘	(12,533.884)	25

表2 樹木草花芝植付一式の費用変遷

	案作成年月	費	用	総額に占める割合
1	明治五年六月	二万七千五百円	(27,500)円	55%
2	明治六年七月	二万四千四百二拾四円拾五銭四厘	(24,424.154)	80%
3	明治七年三月	六千九百二十一円七拾銭七厘	(6,921.707)	55%

表3 樹木・草花植付本数の変遷

	第1案		第2案		第3案	
公園内周	6種	285	7種	191 ^(本)	282 ^(本)	
内縁部		410 ^(本)			117	
公園内各所	40数種	5,639	40数種	3,850	5ヶ所	230
「花段」	30数種	3,000	30数種	2,160		
樹木計		9,049		6,201	629	
「花段」(草花)	100種	21,000株	70数種	12,000株		

初うろたえた様子であるが外務省が「別段差支なし」と回答してきておさまった。

公園の工事を実際に始めてみると1万2千円余の予算ではやはり不足だったようである。明治7年11月に外務卿寺島と会談したパークスが「同所ニハ未好樹木ヲ植ルヲ不見」つまりまともな木が植わっていないと不満を述べている³⁵⁾ところをみると前述のロバートソン報告には若干扮飾があるようである。この会談でパークスはさらにたたみかけるように

「入費ハ一体何程ノ御金ヲ被出候哉」

と尋ねた。どれ位の金額を公園のために支出したのかという問に対し寺島は一万円と答えている。この一万円で「小樹木」や芝生が植えられたと聞いているが、自分ではまだ見ていないと逃げた寺島にパークスは

「此程一見スルニ庭園ノ模様ヲ成サズ」

と追討ちをかけた。さらにパークスはどれ位の金があれば公園はできると考えているのか尋ねた。これに対する寺島の答は、日本側の考えをよく表現していると思われるのでそのまま載せてみよう。

「我国風之庭園ニセハ竹木石等好ミ候テハ其入費多分ニ相掛リ候」

「……芝増上寺上野等ハ従来ノ寺也又西洋風ニスルモ其差等沢山アリ米仏其外自カラ異ルアリテ是ト一定致兼候ヘ共先ツ一寸申ス処ニテハ一団ノ場ヘ建家ヲセズ小樹木ヲ列植致候ヘ共中々大樹木ハ運殖スルハ甚難シ」³⁵⁾

この発言の中には日本側の公園観、公園政策も浮彫りにされているように思われる。これをもとにふりかえてみよう。

当初日本側は公園の設計ができず、お雇い外国人ブラトンの設計図にもとづいて植樹を考えた。その時は枝ぶりのよい松やモッコク、仕立物のキャラボクなどを入れようとしていた。若干予算の縮少を余儀なくさせられても日本風の松や槇をはずすことに考えは及ばなかった。その間、明治6年の太政官布達に従って上野寛永寺境内や芝増上寺境内が公園に指定された。これは全く金をかけずに公園をつ

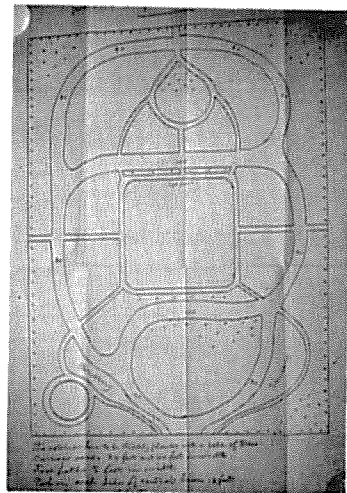


写真11 英語で「寺島からパークスに渡された図面」とある英語はサトウが外務省に申し入れる際に書込んだものか？植樹の仕方、道巾などが書込まれている。芝生地の一辺に「330ft」とサトウが書込んだ同様の図面がもう一葉ある。

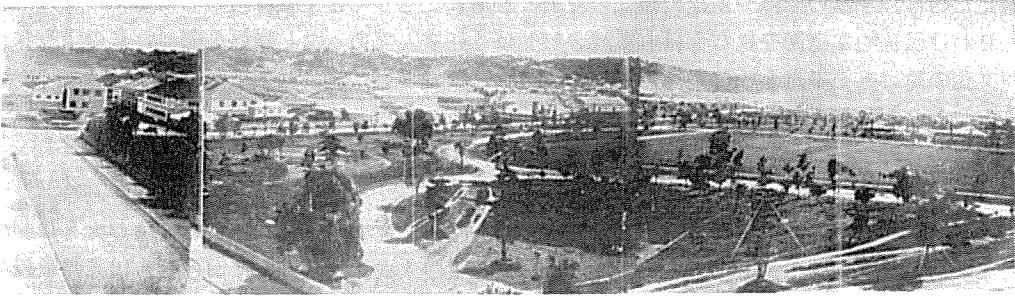


写真12 1880年（明治13年）頃の横浜公園（横浜市史・第3巻（下）付図より）

くりだす方法であった。（居留地の公園に頭を痛めている寺島の注目をひいた訳である。）しかし居留地の新設公園は指定しただけで済むはずもない。ただ各国においても公園の様態はまちまちであることを日本側は学んだ。西洋風といっても各国によって異なるというのは、公園造成をできるだけ先きへ延ばそうとする日本側の口実にもなる。事実は予算が少ないせいだが、施設はつくらず、かん木の寄植えでそれなりに公園の体裁を整えているのは各国の好みの調整に他ならないと言いつけることができる。

寺島には以上のことがよくわかっていたから上のような発言となったのである。この日の会談では公園予算をもっと多くせよとするパークスに外国側も負担せよと寺島が応酬し、両者平行線のまま終わっている。

翌明治8年に樹木が追加して植えられたようである。翌々年9年、つまり開園の年には各省の交換文書のテーマは維持管理問題に移っている。これについては本稿では省き、一応出来上がった公園を眺めてみよう。といっても明治13年頃撮影されたといわれる写真(写真12)をもとにしてであるが、地割はやはり明治7年の図面に従っている。園路はまだあまり整備されておらないが、中央の芝生広場を柵が取囲み、やはり早く芝生が植付けられただけきれいに整ってみえる。園路とは別の、最短距離をとろうとする踏分け道ができており、当時の人もかくあるかとほほえましい。人力車も通ったのであろう、きわめて細いわだちの跡が見える。スポーツ・クラブのクラブハウスに向う人力車の外国人の姿が目につく。

大きな樹木はハツ掛に支柱がなされており、支柱は白く光っていて新しいもののようである。樹木はかなりまばらで、1本1本の樹冠も小さく木蔭はほとんどない。段造りに仕立てたような樹木が数本目につくが、結局誰かの好みでどうしても仕立物を入れたのだろう。

中央の芝生の右端にこの写真ではほとんど見分けがつかないが、鳴海正泰氏の指摘される2面のダブルス用テニスコートが写っている。ウィンブルドンの全英テニス大会において、これと同じコート形式でダブルスの試合が行なわれたのは1879年という。この写真が1880年（明治13年）のものであるとするとその伝播がいかに早いかが知られると鳴海氏は書いておられる³⁶⁾。すでに述べたことだが、本国の生活スタイルをそのまま持込んだハイクラスの人達の公園である一例を示すものだろう。

横浜公園は開園したものの、ゆっくりくつろげるような緑蔭はまだなく、明治10年代前半は、おそらくスポーツを中心とした社交の場として用いられたのである。

横浜公園はとにもかくにも開園した。日本政府の逃げ腰と大幅な予算削減にもめげず、執拗に要求をくり返し、ついに公園を獲得したのは、自らの生活スタイルに確固とした信念を持つ、中・上流の居留外国人のいわば「洋魂」にほかならない。一方、それをもとに現実に公園の体裁を

整えたのは、予算の削減や造園の様式の変更に器用に、もしくは柔軟に対応した日本の役人達やとりわけ伝統的な造園をになう植木屋達のいわば「和才」であった。横浜公園は、このような東西文化の違いとその出会いの姿を示す一例であり、日本の近代化の初期のかたち、造園の中にあられたものであったといえよう。

本稿作成にあたっては、京都大学造園学研究室公園史研究会のメンバーとの討論が大きな刺激となっている。東西文化の接触という視点は、京都大学人文科学研究所における吉田光邦教授を中心とする「19世紀日本の情報と社会変動」研究班の班員諸氏にたいへん多くを教えられた。京都大学造園学研究室の中村一教授には原稿を閲読していただき、併せて助言をいただいた。その他多くの諸氏からさまざまに教えられた。

外務省外交資料館、雄松堂書店には写真掲載に御配慮いただいた。以上すべての方々に深く御礼申上げる。

文献及び註

- 1) 三宅馨訳 ロバート・フォーチュン：江戸と北京 広川書店 1969, pp. 104-114 (Robert Fortune: Yedo and Peking, London, 1863.)
- 2) 前掲書: pp. 60~61, pp. 144~145.
- 3) 1. 小寺駿吉「本邦に於ける公園の発達とその社会的背景」(造園研究, 11, 1934)
2. 堤 久雄「横浜市に於ける公園の起源とその変遷」(造園雑誌, 第6巻1号, 1939) (この2者は、横浜市役所編「横浜市史稿・政治篇2, 3, 附図, 1932および「横浜開港五十年史」④⑤, 1909の記述に依拠して書かれたもの)
3. 横浜市史(第2巻, 1959; 第3巻④, 1961; 第3巻⑤, 1963) 横浜公園創設に至る外交上の交渉が詳しい。
4. 小寺駿吉「横浜に於ける公園の発達とその社会的背景」(千葉大学園芸学部学術報告, 第12号, 1964) 当時未公開であった外務省資料を初めて利用したもの。
5. 神奈川県史, 資料編15, 涉外, 1973, 外務省資料が活字におこされ利用しやすくなった。造園に欠くべからざる図面が収録されなかったのは大変残念である。
- 4) 拙稿: ドイツ都市公園の成立と展開(II) 造園雑誌, 第43巻, 第3号 pp. 12-18, 1980
- 5) ねず, まさし他訳 J・R・ブラック: ヤング・ジャパン①②③平凡社 1970.
- 6) The Far East (複製版, 雄松堂 1965) Nov. 16th 1870, Nov. 16th 1871, Nov. 1st 1872 号など。
- 7) 横浜, 神戸, 長崎において, 外国人側から遊歩道や競馬場の設置要求があった。(『続通信全覧』に交渉の経緯が見られる)。
- 8) 第5条「日本政府其失費を以て, 堀割の内手に在る沼地を残らず埋立べし。右落成に至らば, 其中央に在る港崎町は, 居留地の遙か端なる地に移すべし。若又此工落成以前, 其他に火災起り, 家屋焼失する事あらば当今の地に家屋を再び建造せざる事を約したり。」
- 9) 1866年12月29日調印
- 10) The Far East, July 1st 1871 「……この公園を最初から支えてきた人々にとって, この公園が, 居留地社会の理解を十分に得たのを見て本当に満足であろう。自分達が行う催し物を通じて, また時々行なわれるフラワーショウや, 英国第1大隊第十連隊のバンドのすばらしい演奏に助けられて, 独立採算でやってこれたことにも満足していることであろう。この園全体がすでに庭園である, という意見が, この公園が提供された時に, 横浜に長く住んでいる外国人住民の1人によって述べられた。大変あたりまえな発言で, 全く正しい。しかし……この公園をつくるのに反対してその発言を援用する人々でさえ, 日本人から楽な条件で提供されたこの土地を維持し……大変美しく, 楽しい場所にするのに, この公園を推進した人々が大いに働いたことは認めざるを得ないであろう。15ヶ月前, この場所は荒れた雑木林であった。3~4ヶ月のうちに, すごいエネルギーが発揮され, ここは美しくされ, 今のような姿になったのだ……」(邦訳筆者)
- 11) 明治三年二月四日付 神奈川県より外務省宛文書 (以下「文書」「書簡」類は特に記されない限り外務省外交資料館所蔵文書のうち(1)3, 12, 1, 1 横浜新埋立地並公園創設一件, (2)3, 12, 1, 18横浜山

- 手二百三十番地ニ於テ公園創設一件, (3)3, 12, 1, 43 横浜公園造営並保存一件 に入っている。このうち(1)(3)はほぼ全文書が, 神奈川県史・史料編に収録されている。上掲註3. 参照)
- ・明治三年二月七日付外務省より神奈川県宛文書
 - ・明治三年二月九日付 外務省より太政官宛文書
- 12) 横浜市史 第三巻(下) p. 785
- 13) 註10. 参照。『ヤング・ジャパン, 3』p. 91に「この頃(文脈からすると1870年6月頃——筆者)横浜の山手で公園が開かれた。十分価値ある企てだったが, 全くどういうわけか, それ以来一般の人々から見過されていた。長い間その公園の管理は, 主としてW・H・スミス氏に依頼してあった。彼がいなかったら, その公園はとっくに日本人地主の手に返っていたことだろう。しかしスミス氏の世話で, 立派に公園は維持され, 居留地の人々の手で, ますます観賞に値するものとなった。」とある。
- 14) 明治三年三月, 各国からの書簡
 ここで注目すべきは, 各国書簡中にみえる「公園」を指す訳語である。
 英: 公園, 独: 樹木植付之地, 米: 遊園, 蘭: 公園, 遊園, 仏: 遊覧場
 外国側は, 事前に打合わせるせいもあるが, 公園要求を出す際には, 各国とも大体は public garden や recreation ground を用いていることが多い。ところが日本語訳は, 各国公使館付の通訳, 外務省や神奈川県, 兵庫県の翻訳担当者によってまちまちである。このことは, わが国「公園」の起源をさぐるという造園史上の興味とともに, 異文化の伝翻という大きなテーマの一例としても今後の研究課題となろう。
- 15) Richard Henry Brunton はイギリス人。慶応四年(1868)に来日。日本政府は「灯明台築造方首長」の肩書, 月給600円の破格の待遇で彼と5ヶ年の契約を結んだ。わが国灯台の建設への貢献の他, 電信, 鉄道その他の土木工事など多方面に活躍したことはよく知られているが, 街路樹を持った道路や, 横浜公園の設計によって造園の分野にも貢献したといえよう。(土木分野での活躍については, 高橋善七: 『お雇い外国人⑦・通信』 鹿島出版会 1969 参照)
- 16) 明治初期の造園図面が残っていることが稀有のことであり, しかも日本で初めての更地への公園設計図面である。図面そのものが大変貴重なものであるが, 筆者は, 現在の外務省文書中の図面に年月日がほとんど入っておらず, そのため一件書類として作成する際の不手際で, 不適當, もしくは誤った位置に綴じ込まれているのではないかと考えている。別に詳細な検討が必要とされよう。
- 17) 明治三年八月十七日付 外務省より各国公使宛書簡
- 18) 明治四年四月, 沢外務卿他と米公使デロングとの会見記録文書
- 19) 明治五年三月 神奈川県より外務省宛問合文書の別紙=米代理公使シェパード名の1872年4月1日付文書
- 20) Yokohama Cricket Club は1868年, イギリス人達によって創設された。当時「横浜クリケット公会」「横浜クリケット社中」などと訳されている。
- 21) 明治五年六月二十二日付 大蔵省より外務省宛照会文書の別紙=神奈川県より大蔵省宛問合せ文書
- 22) 壬申(明治五年)六月二日付 神奈川県令陸奥宗光より大蔵大輔井上馨宛伺文書
- 23) この図面は国立公文書館, 外務省外交資料館に数葉あって
 ・明治大正図誌4 横浜, 神戸 1979
 ・横浜市史第三巻(上)
 ・神奈川県史・資料編15
 に掲載されている。どれがブラントンのオリジナルで, どれが日本側の写しであるかという検討作業が必要であろう。
- 24) 註22の文書の別紙。ここでは公園の内周に6種の樹木を2間宛1本で285本, それに125本を加え計410本。また公園内各所に樹木5639本, 「花段」に樹木30数種3000本, 草花100種余り21,000株を植える。
- 25) 明治6年6月3日付 神奈川県より外務省宛, 公園造営の指令督促文書
- 26) 明治五年九月十五日付 大蔵省より正院宛文書
- 27) 明治6年6月28日付 大蔵省より神奈川県宛文書
- 28) 明治6年7月25日付 神奈川県より大蔵省宛文書の別紙「公園地樹木草花植付周囲外構御入用調書」ならびに別紙「公園地樹木草花植付銘書調書」
- 29) 桂(かつら)は葛(かずら)に音が似ているため, 園芸・植木屋に用いられた表現。
- 30) 紙数の制約で載せられなかったが, 植付ける植物名のリストに出てくるものの多くは(特に草花名)植木屋が使った名前である。
- 31) 明治7年3月2日付 神奈川県より外務省宛文書の別紙
- 32) 明治7年4月7日付 太政大臣三条実美より内務省宛文書, 神奈川県へ総工費12,500余円の案で起工せよとの文書の送達命令
- 33) 横浜市史, 第3巻(上) p. 445
- 34) 明治7年5月2日付 外務省より神奈川県宛文書, 及び付図

- 35) 明治7年11月4日 寺島外務卿と英国公使パークスとの会談文書
36) 鳴海正泰：テニス明治誌 中央公論社 1980。

Summary

The "Public Garden" in 19th century Yokohama, called Yokohama Park today, is known as the first public garden of the European style in modern Japan. The author first tries to explain why the "Public Garden" was demanded by the foreigners in their settlement and from which class of them the demand came out. It is argued that the demand for the park came out from the upper class of the settlers. They wished to live the same life as they had had in their native countries.

The process of construction of the "Public Garden" is as follows. At first it was intended to make on the plan by R. H. Brunton, who was an English engineer employed by the Japanese Government. His plan shows the garden should have a strict formal style. The realization of the plan was postponed and its size was reduced because of the economic reason of the Japanese Government. The actually constructed garden was changed into the natural style.

As to the trees, *Shitatemono*, artificially trained trees, were omitted and naturally grown trees, which were cheaper than the former, were used in the garden. The Japanese gardeners, who made the garden themselves, managed it skillfully in spite of various alterations in design. On the other hand, the settlers asserted that the garden was essential for their lives, and they finally got it, though the form of the garden was different from what they wished to have. The "Public Garden" in Yokohama symbolizes the differences in culture and the way of life between Japan and European countries at the beginning of Meiji era, and also it symbolizes the effort of the Japanese who intended to assimilate European culture and to modernize themselves.